

第 7 回委員会以降に頂いた主なご意見

第 7 回委員会及びその後の説明の際に委員から頂いた主な意見は次のとおり。

1. 第 1 章関係

○ 評価の目的 (P1)

- ・ 政策の方向性については水資源部の所掌にとらわれず水行政全般について打ち出していることを明記すべき。

2. 第 2 章「政策の概要」関係

(1) 時代区分 (P5～P6)

- ・ 時代区分の名称について、「安定成長期」はバブル経済期を含んでいること、「バブル経済期以降」はバブル経済崩壊後に関するものであることから、再考すべき。

(2) 法制定等の背景 (P5～P7)

- ① 例えば、工業用水の回収率上昇等に関してその背景、要因についてわかるものは書いた方がわかりやすい。
- ② 河川法の改正、社会資本整備重点計画法、国土形成計画法の制定等、水資源政策に関係の深い法律が欠けているので、記述すべき。国土形成計画法の説明には、住民参加の仕組みが位置づけられたことを明記すべき。

(3) 雑用水利用の推進 (P13)

- ・ 下水処理水の再利用については費用対効果等考えれば全国どこでもと受け取られないよう何らかの限定表現を加えるべきではないか。

(4) 水のコスト (P20～21)

- ① 水の価格について言及すべき。
- ② 水系毎、中でも、利根荒、淀ぐらいは出すべき。
- ③ 単価が上がっていることは事実なのだからそこは正直に掲載したほうがよい。

(5) ウォータープランと全国総合開発計画との関係 (P22)

- ・ 水資源計画と国土形成計画等の計画との関係が不明確。

3. 第 3 章「政策の評価」関係

(1) フルプランの需要予測 (P26)

- ・ これまでのフルプランにおける需要予測は、右肩上がりの経済成長を前提として新しい需要の増加分を追加してきたこと等を記述すべき。

(2) バーチャルウォーター (P34・41)

- ① バーチャルウォーターと我が国の開発水量が関連しているような誤解は解くべき。マスコミ受けするが、慎重に議論すべき。
- ② 世界の水問題が我が国の食糧自給の問題に直接結びつくかは疑問。影響を受け

るのはアフリカなど経済力がない地域。日本ではそのような情報によってオイルショックのように食料品等の価格の上昇などで経済システムが不安定になるということはある。

(3) 取水制限と給水制限 (P35～36・43)

- ① 計画としての利水安全度と、実際の運用の結果としての取水制限の頻度は切り分けて考えるべき。
- ② 国民にとっては取水制限より断水が身近な問題であるが、取水制限が頻繁にされていても必ずしも断水にはなっていないことから、行政、国民の危機意識が足りない。
- ③ 渇水時において取水制限は行われても給水制限は少ないことを最初に言って、その結果として国民の危機感が不足していることをはっきりわかるように記述すべき。

(4) 給水制限時等における社会的影響の増大 (P35)

- ・ 特に都市域においては量、質に対して住民の要求レベルが上がっていること、不安定要因に対して相対的に社会基盤が弱くなっている（社会基盤の高度化等によっていざ給水制限や断水となったときに被害がとんでもなく大きくなる恐れがある）ことが問題。

(5) 人口減少に関する認識 (P36～37)

- ① 全国的な人口減少の局面に入っていることは重要な課題であるからもう少し詳しく記述すべき。
- ② 感覚的には、水需要が増加する可能性があるのは首都圏ぐらいで、その他は減少局面にあると考える。
- ③ 「水需要が増加する可能性もあること」と記述すると書きすぎではないか。
- ④ 水需要が増加する可能性に関して、根拠となるデータを示すべき。

(6) 世界の水問題に対する課題 (P41)

- ・ 国際貢献が日本の長期的国益にかなうことを簡潔かつ論理的に記述すべき。

4. 第4章「政策への反映の方向」関係

(1) 効率的な水利用の促進 (P43・45～46)

- ① 環境用水と対をなすものではなく、「水需給の安定性の確保」に関するものである。
- ② 農業用水の利用については、「効率的」という表現はなじまないで、「節水的」にすべき。
- ③ 工業用水の節水に関しては循環利用が進んでいるが地域差がある。
- ④ 都市部において、洗車や水まきのための水の需要が増加している中、このような需要に対して、これまでのように河川から水をとって、いらなくなった水はまた河川に流すのでは、河川に負荷がかかるし河川整備にお金がかかるから、例えば、都市内で雨水をためて循環利用するようなことが重要である。

(2) 国と地方の役割分担

- ・ 地方分権の時代の中で、水資源政策に関して、国と地方公共団体の役割分担を明示すべき。

(3) 計画制度等 (P43~45)

- ① 住民参加はすぐにでも取り組むべき事案。包括的な枠組み検討と住民参加を並べ長期的な対応のように書かず、少なくとも2つを切り離して記述すべき。さらに、「国土形成計画の策定プロセスのような……」の文言を入れるべき。
- ② ウォータープランは非常に重要な計画なので法定計画にすべき。また、健全な水循環系に関する連絡調整会議を法定化し、調整部局として水資源部が積極的に取り組むべき。

(4) 将来予測 (P44)

- ・ 100年後の水需給がどのような状況になるのか研究すべきであり、その結果を踏まえて短・中期的対策に落としとしてくるべきではないか。100年後の予測はいくつもの仮定が必要であり簡単にはいかないが、「国としてしっかりやっています」との意思表示のみならず、「そのような研究をしていく」くらいの具体の記述はして欲しい。

(5) 渇水調整方法の転換 (P44)

- ・ 持ち分に応じた利用ということだろうが、例えば、同一水系内に容量が大きくたまりにくいダムと、容量が小さくたまりやすいダムがあった場合に、このような渇水調整は破綻する可能性がある。

(6) 送配水施設の維持管理 (P44~45)

- ・ 高度経済成長期につくられ、国民生活に密着している送配水システムの維持管理が特に重要。

(7) クリーンエネルギーの供給 (P45~46)

- ・ 小規模水力発電の記述は広義の地球環境問題に資するものであり、記載箇所をかえるべき。

(8) 取排水システムの整理 (P45)

- ・ 取排水システムを工夫すればもっと良質な水が得られると考えられるケースがあり、取り組みを推進すべき。

(9) 地下水 (P46)

- ① 地下水の使用に関してあまりに抑制的な記述がなされているように見える。地下水の適正な利用のためには、地下水がどの程度使えるのかを把握する方向を明確にすることが重要。
- ② 水質の悪化は特に問題である。
- ③ 地下水はいったん汚染されるとだめになるため、水質保全是重要。
- ④ 地下水位の回復により地下構造物が不安定になっているという問題は、これまでに地下水に関して規制しすぎたという面もあるのではないか。
- ⑤ 地下水の適正利用は震災対策としても重要。
- ⑥ 地下水利用については、ポンプの性能アップなどによって規制対象外となっている病院、ホテル、大学などでの利用が問題。重要地域においては、関係者が集まって利用、管理に関するマスタープランの協議を始める時期に来ているのではないか。

(10) 水の国際問題への対応 (P46~47)

- ・ 国際貢献が日本の長期的国益にかなうことを簡潔かつ論理的に記述すべき。